

【軽自動車税減免の対象となる手帳及び障がいの範囲】

手帳の種類		障がいの程度											
療育手帳		「A」のみ											
精神障害者福祉保健手帳		「1級」のみ											
戦傷病者手帳		該当する障がいの程度は役場住民課へお問い合わせください。											
身体障害者手帳													
区分	運転者・等級	本人運転						生計同一者・常時介護者運転					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障害			○	○					○	○			
平衡機能障害				○						○			
体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	○	○					○	○				
	移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
腎臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○			○		○	○		
膀胱又は直腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
咽頭摘出による音声機能障害（※）		※手帳に「咽頭摘出による」又は「無咽頭」という記載がない場合は、初めて申請する場合に限り、証明書を提出してください。											
上肢不自由（※1）		○	○					○	○				
		※1 手帳に右上肢と左上肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ①右上肢3級かつ左上肢3級（両上肢機能障害3級と記載の場合は該当しません） ②右上肢4級かつ左上肢3級 ③右上肢3級かつ左上肢4級											
下肢不自由（※2）		○	○	○	○	○	※2	○	○	※3			
		※2 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢7級かつ左下肢7級 ※3 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢4級かつ左下肢4級（両上肢機能障害4級と記載の場合は該当しません）											

※有効期限の満了している手帳又は手帳に記載された「次の判定月」を経過している方は減免の対象となりません。

※減免の対象となるかどうかの判定は、個別の障害について行いますので、複数の障害がある場合は、手帳の級と異なることがあります。